

給与支払報告書 にかかる給与所得者異動届出書 特別徴収

※	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
処 理 事 項			

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日	片品村長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	-		特別徴収義務者 指定番号				
			名称				個人番号				
			代表者の 職氏名印	印			連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話 () - 番			
給 与 所 得 者			(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異 動 の	異動後の未徴収	1月1日以降	退職手当等	
フリガナ			特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年 月 日	事由	税額の徴収	退職時までの 給与支払額	の支払額 (支払予定額)
氏 名		(旧姓)	円	月分 から	円	円		1.退職(普・障) 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6.会社解散 7.住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 (残額を異動者から 全額徴収して納入する)	円	円
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)			月分 まで					3. 普 通 徴 収 (残額を退職者本人 が納入する)	控除社会 保険料額	勤続年数
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)									円	年
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)										

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退 職手当等の 支払予定月日	一括徴収予 定額	※市 記 入 欄	月 割 額	●退職者の未徴収税額について
1. 異動が 年12月31日までで、 申出があったため(月 日申出)			支払予定日ご との徴収予定額		月 分	1月1日から4月30日の間の退職した方の 残額については退職時に一括徴収することが 義務づけられています。(地方税法321の5②)
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収の 継続の希望がないため			円		月分以降	
一括徴収できない理由			円		円	円
(○印を付してください)		一括徴収した税額は、 月分 (月 日納期限分)で納入します。				
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等が ないため又は未徴収税額より少ないため						
2. その他 理由 ()						

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額	円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	-	特別徴収義務者 指定番号		
	月分から徴収し		フリガナ				連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話 () - 番
	納入する。		名称					
			代表者の 職氏名印	印				
給与支払方法 及びその期日		払込を希望する 金融機関の所在 地及び名称				経 理 責 任 者 氏 名		

ご 注 意

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
- 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で送付した台帳へ、新勤務先等に必要の手続きを済ませたうえで、一月一日現在住所の特別徴収場(課税届出書)の市区町村事務長に送付してください。
- 4 ※印の欄は、記入する必要がありません。